

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年3月1日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（企画部人事課）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から
平成28年 9月26日まで

豊川市監査公表第11号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 職員健康診断委託の契約方法については、1社見積による随意契約となっているが、競争原理を採り入れた契約の実施について検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 職員互助会交付金について、豊川市補助金等に関する規則に基づく事務である交付申請、交付決定、額の確定の事務処理がされていないため改善されたい。 また、交付金の交付対象及び交付率等を交付要綱等で明確にされたい。</p>	<p>関係機関との協議を平成28年11月22日までに終え、来年度においては、指名競争入札による契約が実施できると結論づけたところである。 今後、入札の施行に向けて、仕様書等の内容を検討していく。</p> <p>平成28年12月16日付けで豊川市職員互助会補助金交付要綱を制定したところである。要綱には、補助金の交付申請から交付決定、実際の交付に至るまでの事務処理について規定し、補助対象事業及び補助金の額についても規定しているところである。 来年度においては、要綱の規定に基づいて事務を執ることにより、改善を図ることができると考えている。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年1月24日現在のものである。